

陸前高田市物品購入等に係る指名停止等措置基準

(趣旨)

第1 この基準は、陸前高田市（以下「市」という。）が発注する物品購入又は役務の提供（以下「物品購入等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札の資格を有する業者（以下「有資格者」という。）に対する指名停止等の措置基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止等)

第2 指名停止とは、別表各号に掲げる措置要件に該当する有資格者について、一定期間、一般競争入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置をいう。

2 市長は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、当該各号に定める適用基準の期間により指名停止を行うものとする。

3 市長が前項の指名停止を行ったときは契約担当者（陸前高田市財務規則（平成12年規則第13号）第2条第10号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、当該有資格者を入札に参加させてはならない。この場合、当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(指名停止期間の特例)

第3 有資格者が一の事案により別表各号に掲げる2以上の措置要件に該当したときは、適用基準の期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合は、指名停止の期間を加重することができる。

(1) 同一の有資格者が、指名停止の期間満了後3年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当する事案を発生させたとき。

(2) 同一の有資格者が、同時期に、別表各号の措置要件に該当する複数の事案を発生させたとき。

(3) 同一の有資格者が、指名停止の期間中に、別表各号の措置要件に該当する事案を発生させたとき。

3 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号に定める適用基準の期間を短縮して指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格者について極めて悪質な事由があるため、又は有資格者が極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号に定める適用基準の期間を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2倍まで延長することができる。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第4 市長は、有資格者について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重することができる。

- (1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が、当該談合を行っていないと誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第5号又は第6号に該当したとき。
- (2) 別表第5号又は第6号に該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第5号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第7項から第9項までの規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第5号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき。
- (5) 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第6号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき。
- (6) 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した場合で、公正取引委員会の排除勧告、課徴金納付命令に対し審判手続が開始され、審決の結果、独占禁止法違反に該当すると判断された有資格者で、当該審決に至る経緯、内容等から、指名停

止の期間を加重することが適当と認められるとき。

(7) 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した疑いで、公正取引委員会の排除勧告又は課徴金納付命令を受けた場合で、審判手続きが開始され審決が確定するまでの間に入札に参加又は市と契約する際、有資格者が当該入札について談合を行っていない旨の誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第5号又は第6号に該当したとき。

2 市長は、指名停止期間が満了した有資格者について、別表第5号に該当し、かつ、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。

3 市長は、有資格者について独占禁止法違反等の不正行為により、別表第5号の措置要件に該当することとなった場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合には、指名停止の期間を短縮することができる。

(指名停止期間の変更等)

第5 市長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由があることが明らかになったときは、別表各号に定める適用基準の期間及び第3各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

2 市長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該指名停止に係る事案について責を負わないことが明らかになったときは、有資格者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の承継)

第5の2 市長は、別表各号に掲げる措置要件の一に該当する有資格者（以下「措置要件該当有資格者」という。）について、合併、会社分裂、営業又は事業の一部譲渡等の組織変更により措置要件該当有資格者の業務（物品購入等に限る。以下同じ。）を承継した有資格者（以下「承継した有資格者」という。）があるときは、次のとおり措置要件該当有資格者に係る措置を承継させるものとする。

(1) 措置要件該当有資格者が消滅する合併の場合において次に該当するときは、措置要件該当有資格者に係る措置を承継させるものとする。

ア 承継した有資格者の役員の半数以上を措置要件該当有資格者の役員が兼ねているとき又は合併後に兼ねることとなるとき。

イ 措置要件該当有資格者の役員若しくは役員であった者が承継した有資格者の株式の過半数を保有するとき又は合併後に保有することとなるとき。

ウ 措置要件該当有資格者と承継した有資格者が親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にあるとき又は親会社と同じくする子会社同士の関係にあるとき。

エ アからウまでに該当しない場合で、合併比率が1対1以上のとき。

(2) 新設合併の場合においては、前号の規定を準用し、措置要件該当有資格者に係る措置を承継させるものとする。

(3) 措置要件該当有資格者が会社分割を行ったときは、承継した有資格者全者に措置要件該当有資格者に係る措置を承継させるものとする。

(4) 措置要件該当有資格者から営業又は事業の一部譲渡を受けた場合においては、営業又は事業の一部譲渡の対象となる業務を第1号の消滅する有資格者とみなして第1号の規定を準用する。

(指名停止等に係る通報)

第6 部課長等（陸前高田市部等設置条例（平成12年条例第5号）に規定する部及び局の長、消防長、教育次長、会計課長、議会事務局の長、陸前高田市市長部局行政組織規則（平成12年規則第25号）に規定する課長及び室長並びに委員会及び委員の事務局の長をいう。以下同じ。）は、その分掌する事務に関して有資格者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当する疑いがあると認めたとき、第9の規定により指名停止に至らない事由に関する措置が必要であると認めたとき又は第5各項の一に該当する事由が生じたときは、遅滞なく書面により財政課長に通報するものとする。

(指名停止の通知等)

第7 市長は、第2第2項の規定により指名停止を行い、第5第1項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同第2項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ書面により通知するとともに、別に定める方法により公表するものとする。

2 財政課長は、市長が前項の規定により、指名停止等の通知をしたときは、書面により関係する部課長等に通知するものとする。

3 市長は、別表各号に掲げる措置要件の一に該当する有資格者が陸前高田市営建設

工事に係る指名停止等措置基準第2第2項による指名停止の決定があったときは、第2第2項による指名停止を行ったものとみなし、第1項及び前項の規定による通知を行わないものとする。この場合において、市長は、指名停止をした旨を別に定める方法により公表するものとする。

4 市長は、第1項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市の発注した物品の納入に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第8 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りではない。

2 指名停止を受けた有資格者が、指名停止の期間中に有資格者でなくなったときも、その指名停止期間が満了するまでの期間は前項と同様に扱うものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9 市長は、指名停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この基準は平成27年10月20日から適用する

別表措置基準（第2関係）

措置要件	適用基準	期間
(虚偽記載) 1 物品購入等競争入札参加資格審査申請書（添付書類を含む。）その他の入札前の調査資料等に虚偽の記載をし、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 納品前に受注者から虚偽の記載について報告があつた場合など、受注者の瑕疵が認められるとき。 (2) 納品前に市から虚偽の記載の指摘を受けた場合など、受注者の瑕疵が大きいと認められるとき。 (3) 納品後に市から虚偽の記載の指摘を受けた場合など、受注者の瑕疵が特に大きいと認められるとき。 (4) 納品前に虚偽の記載の事実が判明し、故意性が認められた場合など、虚偽記載の原因等が重大と認められるとき。 (5) 納品後に虚偽の記載の事実が判明し、故意性が認められた場合など、虚偽記載の原因等が特に重大と認められるとき。 (6) 文書偽造、事前共謀その他当該虚偽の記載について明らかに故意性が認められる事実があるとき	1月 2月 3月 4月 5月 6月
(契約違反) 2 物品購入等に関する契約の履行に当たり、次の各号に該当することとなったとき。 (1) 物品の納品に当たり、過失により粗雑品を納入したとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。） (2) (1)に掲げる場合のほか、正当な理由がなく物品購入等に関する契約に違反し、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	ア 納品した物品の一部に粗雑品が含まれていることが判明するなど、措置要件に該当するとき。 イ 納品した物品の全部が粗雑品であるなど、受注者の瑕疵が認められるとき。 ウ 物品の取付中の損傷事故により当該物品の一部に欠陥が生じたことが判明し、市への報告が遅れるなど、受注者の瑕疵が大きいと認められるとき。 エ 市監査委員の監査において粗雑品の納入を指摘されるなど、受注者の瑕疵が特に大きいと認められるとき。 オ 粗雑品の納入により市の事業が遅れるなど、市への影響が重大と認められるとき。 ア 履行遅滞が生じるなど、措置要件に該当するとき。 イ アに掲げる場合において、市への報告が遅れるなど、受注者の瑕疵が認められるとき。 ウ 受注者の理由により契約の一部を解除した場合など、当該契約違反の市に与える影響が重大と認められるとき。 エ 契約不履行により契約の全部を解除された場合など、当該契約違反が市との信頼関係を明らかに損なわ	2月 3月 4月 5月 6月 1月 2月 3月 4月

措置要件	適用基準	期間
(公衆損害事故等) 3 物品購入等の関する契約の履行に当たり、次の各号に該当することとなったとき。 (1) 市と締結した契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	せたと認められるとき。 ア 安全管理上問題があり公衆物損事故を生じた場合など、措置要件に該当するとき。 イ 安全管理上問題があり 1名の軽傷者を生じさせたとき。 ウ 安全管理上問題があり 1名の重傷者又は 2名の軽傷者を生じさせたとき。 エ 安全管理上問題があり 2名の重傷者又は 3名の軽傷者を生じさせたとき。 オ 安全管理上問題があり 1名の死亡者又は 3名の重傷者若しくは 4名の軽傷者を生じさせたとき。 カ 安全管理上問題があり 2名以上の死亡者又は 4名以上の重傷者若しくは 5名以上の軽傷者を生じさせたとき。 ア 安全管理上問題があり 1名の軽傷者を生じさせたとき。 イ 安全管理上問題があり 1名の重傷者又は 2名若しくは 3名の軽傷者を生じさせたとき。 ウ 安全管理上問題があり 1名の死亡者又は 2名若しくは 3名の重傷者若しくは 4名若しくは 5名の軽傷者を生じさせたとき。 エ 安全管理上問題があり 2名以上の死亡者又は 4名以上の重傷者若しくは 6名以上の軽傷者を生じさせたとき。	1月 2月 3月 4月 5月 6月 1月 2月 3月 4月
(贈賄) 4 有資格者である個人、又は有資格者の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	刑法第 198 条に定める贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12 月
(独占禁止法違反) 5 業務に関し、独占禁止法第 3 条、第 8 条第 1 号又は第 19 条に違反し、物品購入等の契約の相手方として	次の(1)から(4)までに掲げる場合等において、独占禁止法第 3 条、第 8 条第 1 号又は第 19 条に違反する事実が判明したとき。 (1) 排除措置命令	12 月

措置要件	適用基準	期間
不適当であると認められるとき。	(2) 課徴金納付命令 (3) 刑事告発 (4) 有資格者である法人の代表者、有資格者である個人又は有資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反容疑による逮捕	
(競売入札妨害又は談合) 6 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	刑法第96条の6に定める競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12月
(不正又は不誠実な行為) 7 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	(1) 陸前高田市の区域 ア 業務全般に関する法律違反により行政処分を受けるなど、措置要件に該当するとき。 イ 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）が逮捕された場合など、悪質性が大きいと認められるとき。 ウ 代表役員等が公共機関発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。 エ 有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（物品購入等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外の者（以下「一般役員等」という。）又は有資格者の使用人で一般役員等以外の者（以下「使用人」という。）が市発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。 オ 代表役員等が市発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。 (2) 陸前高田市を除く区域 ア 業務全般に関する法令違反により行政処分を受けるなど、措置要件に該当するとき。 イ 代表役員等が逮捕された場合など、悪質性が大きいと認められるとき。 ウ 代表役員等が公共機関発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。	2月 4月 6月 8月 9月 1月 3月 5月

措置要件	適用基準	期間
	<p>エ 一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に関連し複数逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。</p> <p>オ 代表役員等が公共機関発注の事業に関連し複数逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。</p>	7月 9月
(私的行為による法令違反) 8 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	<p>(1) 陸前高田市の区域</p> <p>ア 横領罪、傷害罪、公職選挙法違反等により公訴を提起されるなど、措置要件に該当するとき。</p> <p>イ 公共機関発注の事業に関連し公訴を提起されるなど、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>ウ 公共機関発注の事業に関連し懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されるなど、悪質性が重大と認められるとき。</p> <p>エ ウに加え、明らかに悪質性及び社会的影響が大きいと判断される事実があると認められるとき。</p> <p>(2) 陸前高田市を除く区域</p> <p>ア 横領罪、傷害罪、公職選挙法違反等により公訴を提起されるなど、措置要件に該当するとき。</p> <p>イ 公共機関発注の事業に関連し公訴を提起されるなど、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>ウ 公共機関発注の事業に関連し懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されるなど、悪質性が重大と認められるとき。</p> <p>エ 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員が公共機関発注の事業に関連し、懲役刑以上の犯罪の容疑で複数者が公訴を提起されるなど、悪質性が特に重大であるとみとめられるとき。</p> <p>オ エに加え、明らかに悪質性及び社会的影響が大きいと判断される事実があると認められるとき。</p>	4月 6月 8月 9月 2月 4月 6月 8月 9月
(暴力団排除) 9 有資格者の役員等（代表役員等及び一般役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定	<p>(1) 有資格者の役員等が暴力団員であると認められるとき。</p> <p>(2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>(3) 有資格者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p>	24月 24月 9月

措置要件	適用基準	期間
する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と密接な関係を有するなど、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(4) 有資格者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金などを供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 (5) 有資格者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。 (6) 受注者が契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団関係者等による不当要求又は妨害を受けたにもかかわらず、正当な理由なく契約担当者への報告及び警察への届出を怠ったと認められるとき。	9月 9月 1月